米子市教育振興基本計画

(令和 4 年度~令和 8 年度) **(案)**

後期基本施策(H29~R3)との比較

・見開きの左側のページが次期基本施策(新施策)、<mark>右側のページに(旧施策)</mark>を記載している。

・次期計画で記載しないこととした旧施策は省略している。

令和 4 年 3 月 米子市教育委員会

新基本施策1-1 豊かな心と創造性をもった子どもの育成

昨今の子どもたちには、他者の気持ちを思いやったり、協調したりする力や、自尊感情の希薄さが見受けられます。また、人口減少・少子高齢社会を背景に、地域社会のつながり・支え合いの希薄化や、家庭・地域の教育力の低下に伴う子どもたちの規範意識の低下などが課題となっています。このような背景の中で、いじめ、不登校、学級が機能しない状況など、様々な課題が生じています。

こうした課題を解決するためには、自他を尊重する態度や、多様な他者とよりよくかかわる力、自主的・自治的な力などを、学校と家庭・地域社会が一体となって育んでいく必要があります。

主な取組

①心の教育の充実

思いやりの心を持ち、かけがえのない自他を尊重することの大切さを実感できるよう、豊かな体験活動や自主的・自治的な取組、道徳教育の一層の充実を図ります。

また、支え合い共に生きる福祉の心を育むとともに、家庭や地域社会との連携を図り、美化活動、ボランティア活動、交流活動などを通して、協力や奉仕の態度、実践力の育成に努めます。

②人権教育の充実

個性や価値観などの多様性を認め合い、他者の人権を尊重するとともに、自分に自信と誇りを 持てる教育の充実に努めます。

また、自他を尊重する態度を育成するため、人権に対する正しい理解を深め、人権問題を自らの問題として自覚できる豊かな人権感覚と、生活の中にある課題の解決を図っていく実践的な態度の育成に努めます。

③生徒指導の充実

児童生徒の実態を的確にとらえ、個に応じたきめ細かな指導・支援の充実に努めるとともに、誰もが安心でき、安全で楽しい学校づくりのために、児童生徒の自主的・自治的な活動を推進します。

また、多様化する児童生徒の問題行動や、深刻化するいじめ・不登校の課題を解決するために、校内指導体制を一層充実させたり、多様な学びの場を保障したりするとともに、教育相談活動の充実や関係諸機関との連携を図り、学校と家庭・地域社会が一体となった生徒指導を推進します。

4)ふるさと・キャリア教育の充実

地域の人材や教材に触れることを通して、郷土の豊かな自然・歴史・文化遺産・伝統などを学び、郷土に対する誇りと愛着が持てる教育を推進します。

また、キャリア教育を充実させ、将来にわたって郷土を思い、様々な機会で郷土を支えていこうとする態度や実践力を育成します。

旧基本施策1-1 豊かな人間性と創造力を持った子どもの育成

少子高齢化や高度情報化、厳しい経済情勢や格差の存在などを背景として、社会情勢や人々の価値観は大きく変化してきており、より一層、自らを律しつつ、他者と協調し、人を思いやる心や感動する心など子どもたちの豊かな人間性を培う必要があります。本市の児童生徒は、全国学力学習状況調査の結果を見ると、人を大切にしたり、思いやったりすることの大切さを十分に理解しています。また、地域社会の一員として自分の役割を果たしていきたいという意欲が高いです。

一方、人権学習に関する児童生徒意識調査を見ると、認め合うことを中心とした取り組みによる仲間づくりの成果は見られますが、すべての子どもの自尊感情が十分に高まっているとは言えないなどの課題もあります。そのため、いじめ、不登校、学級が機能しない状況など、様々な問題が見られます。そこで、以下の取り組みの中で自他を尊重する態度の育成と児童生徒の自主的・自発的な活動を小中学校が連携して推進し、「豊かな人間性と創造力を持った子どもの育成」に努めます。

主な取組

①心の教育の充実

思いやりの心を持ち、かけがえのない自他を尊重することの大切さを実感できるよう、豊かな体験活動や道徳教育の一層の充実を図るとともに、我が国や郷土の文化・伝統のすばらしさを認識し、誇りを持てる学びの創造に努めます。また、支え合い共に生きる福祉の心を育むとともに、家庭や地域社会との連携を図り、美化活動、ボランティア活動、交流活動などを通して、協力や奉仕の態度、実践力の育成に努めます。

②人権教育の充実

一人一人の存在を認め合い、他者の人権を尊重するとともに、自分に自信と誇りを持てる教育の充実に努めます。また、自他を尊重する態度を育成するため、人権に対する正しい理解を深め、人権問題を自らの問題として自覚できる豊かな人権感覚と、生活の中にある課題の解決を図っていく実践的な態度の育成に努めます。

③生徒指導の充実

児童生徒の実態を的確にとらえ、一人一人に寄り添ったきめ細かな指導・支援の充実に努めるとともに、誰もが安心でき安全で楽しい学校づくりのために、児童生徒の自主的・自発的な活動を推進します。また、多様化、深刻化する子どもの問題行動やいじめ、不登校を未然に防ぐとともに、学級が機能しない状況等に適切に対応するため、校内指導体制を一層充実させるとともに、教育相談活動の充実や関係諸機関との連携を図り、学校、家庭、地域社会が一体となって生徒指導の充実を図ります。

④キャリア教育の充実

児童生徒が将来、自立した社会人として積極的に社会参画できるよう、自分を見つめ、自分の適性について理解を深めたり、働くことの大切さや人の役に立つことの喜びを実感したりする系統的な学習活動の充実を図ります。

⑤環境教育の充実

環境問題に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境問題を自分と関係づけながら 持続可能な社会の実現を目指し、よりよい環境づくりのために配慮した行動をとることができる実践力の育 成に努めます。

新基本施策1-2 安全で安心な学校施設の改善

老朽化が進行している学校施設の大規模改修を実施し、教育環境の改善と施設の長寿命化を 図ります。また、地震等の災害発生時に児童生徒の安全を確保するとともに、地域住民の避難所と しての役割を果たすため、非構造部材の耐震化に努めます。

主な取組

①学校施設大規模改修・非構造部材の耐震化

老朽化が進行している学校施設の構造体の長寿命化やライフラインの更新等を行い、児童生徒の安全安心を確保し、教育環境の改善及び施設の長寿命化を図る改修を行います。

②学校施設整備(改修)事業

児童生徒の安全に関わるもの、授業などに影響を及ぼすもの、及び施設を維持する上で必要なもの 等の整備(改修・増築)を行います。

新基本施策1-3 環境に配慮した学校教育環境整備の推進

学校施設の維持管理に必要な管理・修繕工事の実施にあわせて、教育環境の充実や施設のバリアフリー化と老朽化した施設の長寿命化に際して、環境に配慮した学校施設整備を計画的に推進します。

主な取組

①学校施設維持管理事業

学校施設の維持管理に必要な改修工事等の実施にあたり、環境負荷の軽減につながる部材等の採用に努めます。

②学校施設のバリアフリー化事業

障がいのある児童生徒が支障なく学校生活を送れるよう、また、地域コミュニティの拠点及び避難所として十分な機能を果たすよう、スロープ等整備に努めます。

旧基本施策 2 - 2 安全で安心な学校施設の改善

平成28年度で、市内の小中学校及び特別支援学校の構造体の耐震化が終了しましたので、後期の主な取組として、非構造部材の耐震化に努めます。また、米子市公共施設等総合管理計画を踏まえ学校施設に関する長寿命化計画を策定し、大規模改修を実施するほか、老朽化の進んだ学校施設の改修を行い、施設の機能回復を図るとともに児童生徒の学習環境の改善について必要に応じた空調機器等の整備に努めます。

【主な取組】

① 学校施設大規模改修・非構造部材の耐震化

老朽化が進行している学校施設の大規模改修を実施し、教育環境の改善と施設の長寿命化を図ります。 また、地震等の災害発生時に児童生徒の安全を確保するとともに、地域住民の避難所としての役割を果た すため、非構造部材の耐震化に努めます。

② 学校施設整備(改修)事業

施設の中で、児童生徒の安全に関わるもの、授業などに影響を及ぼすもの、施設を維持する上で必要なものの順に、老朽度や各学校の状況などを比較検討しながら、緊急性の高いものから整備を行います。

旧基本施策2-3 環境に配慮した学校教育環境整備の推進

学校施設の約8割が築25年以上経過しており、全体的に施設の老朽化が進んでいます。また、 障がいのある児童生徒の学習環境としては、施設整備の必要が生じた場合に、多目的トイレやスロープ、手すり等の整備を実施して必要な対応をしていますが、必要が生じた場合での対応に留まって おり、施設全体としては充分といえる状況ではありません。

近年、学校教育においては、総合的学習等で、高齢者や障がい者との交流活動を実施する際に、 バリアフリーなどの施設整備の対応が求められています。また、環境に配慮した取り組みとしては、施 設の改修時等を捉えLED化等、省エネルギー対応に努めていますが、今後、より一層の整備が 必要です。

このような状況から、教育環境の充実や施設のバリアフリー化と長寿命化に際して、環境に配慮した 学校施設整備を計画的に推進します。

【主な取組】

①学校施設維持管理事業

照明のLED化、熱交換又は遮熱塗料の採用、木質系建材の利用など、省エネや環境負荷の少ない方策により、学校施設の維持管理を行います。

②学校施設のバリアフリー化事業

障がいのある児童生徒が支障なく学校生活を送るための整備に努めていきます。また、学校施設は、災害時の避難所としての役割があり、高齢者、障がいのある人のみならず、ケガ人等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進を図るため、スロープ等の未設置施設の解消に努めます。

③下水・農業集落排水接続事業

今後、供用開始となる区域の学校施設の排水を処理施設に接続し、環境負荷を軽減する施設整備を 実施します。

新基本施策1-4 学校ICT環境の整備

I C T 機器の利用が児童生徒の学習への興味関心を高め、教え合い学び合う協働学習にも有効と考えられることから、段階的にインフラ、I C T 機器の整備を行い、併せて学校業務支援システムの導入と活用により、教育の情報化の推進を図ります。

主な取組

①ICT機器整備事業

教育用パソコン等の機器の更新、タブレット端末等の整備及び無線LAN機器の増強等を進めます。

新基本施策1-5 通学路の安全確保

児童生徒が安全に安心して通学するため、米子市通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携して危険箇所の安全対策を推進し、通学路の安全確保を図ります。

主な取組

①危険箇所における安全対策と効果把握による対策の改善・充実

各学校で通学路の安全点検を行い、連絡協議会で協議するとともに、教育委員会、警察、道路管理者及び学校等の関係機関が危険箇所について合同点検を実施し、通学路の安全対策を実施します。

旧基本施策2-4 学校のICT環境の整備

学校活動のあらゆる側面へ I C T 機器の積極活用を図るよう国より指針が提示されています。 また、I C T 機器の利用が児童生徒の学習への興味関心を高め、教え合い学び合う協働学習 にも有効と考えられることから、段階的にインフラ、I C T 機器の整備を行い、併せて学校業務支援 システムの導入と活用により、教育の情報化の推進を図ります。

【主な取組】 ①インフラ整備事業

市役所と学校間のインターネット回線の高速化及び学校内の有線 L A Nの整備等のインフラ整備を行います。

② I C T 機器整備事業

教職員が学校業務を行う上で支障が出ないよう、老朽化の進んでいる校務用のパソコン等の 更新を行うほか、タブレット端末の整備を進め、興味関心を高め授業内容の幅を広げ、児童生徒 の学習環境の充実を図ります。

③学校業務支援システム導入事業

県内統一の業務支援システムを導入し、円滑なシステム利用により校務の効率化を図ります。

旧基本施策2-5 通学路の安全確保

本市では、平成26年8月に通学路の安全対策を推進することを目的として、米子市通学路 交通安全プログラムを策定し、児童生徒の安全確保に努めていますが、通学路は道路事情の変化 や、児童生徒の住所などにより、毎年度危険箇所の見直しが必要となることから、安全点検で把握 した危険箇所について、関係機関と連携して継続的に安全対策を講じていく必要があります。

そのため、児童生徒が安全に安心して通学するため、米子市通学路交通安全プログラムに基づき、 関係機関が連携して危険箇所の安全対策を推進し通学路の安全確保を図ります。

【主な取組】

通学路の安全確保において、各学校で通学路の安全点検を行い、米子市内通学路の安全確保に係る連絡協議会で協議するとともに、教育委員会、警察、道路管理者及び学校等の関係機関が危険箇所について合同点検を実施し、通学路の安全対策を実施します。

- ①米子市内通学路の安全確保に係る連絡協議会の開催と合同点検の実施
- ②危険箇所における安全対策の実施と効果把握による対策の改善・充実

新基本施策1-6 学校図書館の充実

心豊かな感性を育み、自ら学ぶ力を育む学校図書館は、子どもたちの健全育成と学習支援を行う重要な拠点であり、蔵書数の充実に加えて、本の読み聞かせや朝読書など、児童生徒に読書に興味を持たせ、親しめる図書館づくりに努めます。

主な取組

①学校図書館運営事業

学校司書と司書教諭とが連携し、朝読書や読み聞かせ、調べ学習など、子どもたちを本や読書に親しませる活動を推進することにより、児童生徒一人当たりの貸出冊数の増加に努めます。

旧基本施策2-6 学校図書館の充実

心豊かな感性を育み、自ら学ぶ力を育む学校図書館は、子どもたちの健全育成と学習支援を行う重要な拠点であり、蔵書数の充実に加えて、本の読み聞かせや朝読書など、児童生徒に読書に興味を持たせ、親しめる図書館づくりに努めます。

【主な取組】

①学校図書館運営事業

小中特別支援学校の全校に学校図書職員※1 を配置し、各学校と市立図書館をネットワーク化した学校図書館システムを利用することにより、蔵書管理や図書の貸出業務を円滑に実施し、児童生徒が興味を持つような多様な選書を行うとともに、蔵書数が図書標準を引き続き達成できるよう努めます。

学校図書職員は司書教諭と連携し、朝読書や読み聞かせ、調べ学習など、子どもたちを本や読書に親しませる活動を推進することにより、児童生徒1人当たりの貸出冊数の増加に努めます。

新基本施策2-1 確かな学力を身につけた子どもの育成

情報化やグローバル化、絶え間ない技術革新などを背景とした、予測困難で、個人では解決できない課題に直面するこれからの社会をたくましく生きていくためには、知識・技能はもとより、思考力・判断力・表現力や学びに向かう力・人間性の醸成が必要です。こうした力を育成するためには、教師の確かな授業力、一人一人が持っている力を最大限伸ばすための個に応じたきめ細かな支援、ICTを活用しながらの効果的な指導などが必要です。

主な取組

①学力の向上を図る学びの充実

学力や学習習慣の状況を的確に把握し、指導と評価の一体化、個に応じた支援、家庭と連携した学習習慣の定着等を行うことで、基礎的・基本的な学力の定着を図ります。

また、ICTを効果的に活用しながら、主体的・対話的で深い学びを実現する授業を行うことで、思考力・判断力・表現力その他の能力の育成に努めます。

②特別支援教育・インクルーシブ教育の推進

ユニバーサルデザインの授業を行うとともに、個に応じたきめ細かな支援を可能とするための校内体制を整備します。

また、児童生徒の障がいの種類や程度、能力や適性に応じた多様な学びの場を保障し、特別支援教育を推進するとともに、共生社会に向けたインクルーシブ教育の充実に努めます。

③切れ目ない支援体制の推進

就学前段階から義務教育段階、進学・就労段階に至る過程で、円滑な支援の引き継ぎが行えるよう、支援体制を整備します。

また、教育と福祉・医療・労働分野等の関係機関との連携体制を整備し、児童生徒の教育や 支援の充実を図ります。

④外国語・英語教育の充実

外国語指導助手 (ALT) や地域人材の活用、教科担任制の実施、小中連携を行いながら、外国語・英語教育の充実を図ります。

また、児童生徒のコミュニケーション能力の育成に努めるとともに、諸外国の多様な生活や異文化を理解・尊重する態度を育成します。

⑤情報教育とICT活用による授業の充実

必要な情報を主体的に収集、処理、発信する能力を育成するとともに、発達段階に応じて、情報モラルに関する意識を高め、高度情報化社会に対応できる態度や能力の育成を図ります。また、タブレット端末などのIC T機器、ソフトウェア及び情報通信ネットワークを活用した授業実践に努めます。

旧基本施策2-1 確かな学力を身につけた子どもの育成

これからの知識基盤社会(新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化を始め社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す社会のこと)を担う子ども一人一人の「生きる力」を育むためには、知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲などの確かな学力の育成がますます必要となってきています。

本市の全国学力・学習状況調査の結果を見ると、児童生徒の学習意欲の低下や基礎的・基本的な学力の定着に一部課題があるほか、習得した知識を活用する力をさらに伸ばすことや計画的な家庭学習の定着などの課題も見られます。

そこで、小中一貫教育の視点に立った指導の中で、全教育活動を通じた学力形成、少人数学級編制の特性を生かした一人一人に応じたきめ細かな指導などに取り組んでいきます。

【主な取組】

①学力の向上を図る学びの充実

反復練習やドリル学習の実施、中学校区による小中一貫した学習規律や学習形態の定着、家庭と連携した学習習慣の定着等を行うことで基礎的・基本的な学力の定着を図ります。また、主体的・対話的で深い学びや問題解決的な学習を取り入れた授業を積極的に行うことで、思考力・判断力・表現力の育成に努めます。

②特別支援教育の充実

ユニバーサルデザインの授業づくりを行い、「わかる」「できる」という実感を大切にした指導に努めます。また、児童生徒の障がいの種類や程度、能力や適性を的確に判断し、多様な学びの場の充実を図ります。さらに、障がいの有無にとらわれることなく、校内支援体制の整備や個別の指導計画等の活用を図りながら、継続的な教育支援を行います。

③外国語活動・英語教育の充実

小学校の英語教科化を視野に入れ、米子市外国語指導助手(ALT)や地域人材、教育機器などの活用を図ります。また、小学校から中学校を見通した指導を行い、児童生徒のコミュニケーション能力の育成に努めるとともに、諸外国の多様な生活や文化を理解し尊重する態度を育成します。

④図書館教育の充実

学校図書館の利活用を図ることで、子どもたちの主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実に努めます。また、朝読書や地域読書ボランティアなどと連携した本の読み聞かせなどの活動を通して、読書の喜びや楽しさを体感させるなど読書の幅を広げ、質を高める指導の充実に努めます。

⑤情報教育の充実

必要な情報を主体的に収集、処理、発信する能力の習得とともに、発達段階に応じた、より適切な情報とのつき合い方など、モラルに関する意識を高め、高度情報化社会に対応できる態度の育成を図ります。また、情報端末などのICT機器や情報通信ネットワークを積極的に活用した授業実践に努めます。

新基本施策 2 - 2 子ども地域活動の支援

今後、各学校へのコミュニティ・スクール導入が進んでいく中で、地域の受け皿となることが期待される事業ですが、参加者が限定的な傾向が課題となっています。小学生は一定数の参加がありますが、中高生の参加が少ないことや人口減少・高齢化の進行に伴い事業の担い手となる地域のボランティア等の確保が困難になりつつあります。

主な取組

①子ども地域活動の支援

子どもの健やかな成長にとって地域社会が果たす役割は重要であるため、地域における社会教育やコミュニティ活動の拠点である公民館を子どもたちの活動拠点として、地域の子どもは地域で育てるという意識のもと、地域の協力を得て様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援する事業を実施します。

新基本施策2-3 子ども読書活動の推進

子ども読書活動推進にあたっては、児童図書の充実や子どもたちが本に親しむ機会の提供が重要です。引き続き、魅力ある本の収集やその情報を発信することにより、子どもたちの読書意欲を向上させるとともに、新規利用者(特に中高生)を取り込むための工夫が必要となります。

子どものころから読書に親しむことは、子どもの成長や発達にとても重要です。図書館は、子どもの 読書活動を支える拠点として、児童図書の充実や子どもの発達段階に応じた読書活動の支援に取 り組みます。

主な取組

①乳幼児期から本に親しむ機会の創出

乳児向けには、ブックスタート支援として、絵本の読み聞かせや絵本を通じたふれあいの大切さについて保護者に伝えるとともに、図書館においては絵本コーナーの充実に努めます。

また、ボランティアの協力も得ながら、定例の「おはなし会」を実施します。

②子ども読書活動推進事業の実施

創意工夫した子ども向け行事を開催し、本に親しむ機会を作ります。 ヤングアダルトコーナーの充実を図るとともに、推薦図書の紹介などにより中高生の利用促進に努めます。

旧基本施策2-7 子ども地域活動の支援

子どもの健やかな成長にとって地域社会が果たす役割は重要であるため、地域における社会教育やコミュニティ活動の拠点である公民館を子どもたちの活動拠点として、地域の子どもは地域で育てるという意識のもと、地域の協力を得て様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援する事業を実施します。

【主な取組】

①公民館運営事業 - 子ども地域活動の支援

青少年の健全育成の観点から関係団体と連携し地域展開される事業の支援を行います。特に 小・中学生の地域活動参加を促すため、公民館と小・中学校の更なる連携強化に取り組みます。

旧基本施策2-8 子ども読書活動の推進

児童図書に対する需要は大きく、子どもの読書を支える拠点として、児童図書の充実した快適で利用しやすい開かれた図書館として整備を行う必要があります。また、図書館の充実を図ることにより、子どもの読書活動を推進します。

【主な取組】

①ブックスタート支援とおはなし会の実施

ブックスタート支援として、絵本の読み聞かせや絵本を通したふれあいの大切さについて保護者に伝えるとともに、図書館において乳児向けの絵本コーナーの充実に努めます。児童コーナーでは、ボランティアの協力を得ながら、定例の「おはなし会」の充実に努めます。

②学校図書館の支援と連携の充実

学校図書館に対して、リクエスト貸出や長期貸出について、新鮮かつ豊富な資料を提供できるよう努めます。各学校図書館相互の図書等の貸借についても人的支援を行います。学校図書職員等の研修会などにおいても人的等支援を行います。

③子ども読書活動推進事業の実施

図書館ガイダンスとして、リーフレット・ホームページなどによる図書館の使い方、資料の調べ方などの説明に努めるとともに、読書相談にも積極的に対応します。創意工夫した子ども向け行事を開催し、本に親しむ機会を作ります。ヤングアダルトコーナーを充実させるとともに、推薦図書の紹介を行い中高校生の利用の促進に努めます。子ども読書に関する講演会、講座などの事業を開催します。

新基本施策2-4 公民館運営の充実

社会教育推進の取組として公民館運営事業を実施していますが、参加者の固定化が目立つため、新たな参加者を呼び込む工夫が必要です。人口減少時代に入り、社会教育を基盤とした地域づくりが期待されており、更なる取組の強化が必要となります。

主な取組

- ①広報活動
- ②社会教育講座
- ③体育·文化事業
- ④ひとづくり・まちづくり推進事業

公民館運営事業として、館報やホームページ等による広報、公民館大学や学習講座の開催、 体育・文化行事、ひとづくり・まちづくり事業等の各種事業を実施します。

新基本施策2-5 公民館の整備

公民館施設については、計画に基づき改修工事を実施するとともに、緊急度の高いものから順次修繕を実施し、維持管理に努めています。明道公民館の整備については、明道小学校グラウンドへの新築移転計画を策定しましたが、地元関係団体から、別の候補地への移転要望があり、現計画の実施を凍結しています。

主な取組

- ①公民館施設等整備事業
- ②明道公民館整備事業

公民館施設について、利用者の安全・安心を確保するため維持管理に努めるとともに、老朽化 が進む明道公民館の整備を行います。

新基本施策 2 – 6 生活に役立つ図書の充実

蔵書数や貸出冊数は年々増加しており、利用者の満足度は向上してきていますが、今後は市民のニーズを的確に把握し、生活に役立つ実用書などの収集や更なる職員の選書能力やレファレンス力の向上を図る必要があります。地域の「知の拠点」として、また「情報センター」として、快適で利用しやすく開かれた図書館を目指し、市民の生活に役に立つ資料の充実を図ります。

主な取組

①生活充実図書整備事業

健康、医療、介護、年金、法律、ビジネスなど生活に必要な情報を市民が利用しやすいよう、 コーナーや資料の充実を図ります。

また、関係機関との連携により、各種相談会や関連講座を開催するなど、新規の利用者の掘り起こしに努めます。

旧基本施策2-11 公民館運営の充実

生涯学習活動の拠点施設であるとともに、地域におけるコミュニティ活動の拠点としての役割を果たしている公民館の運営について、社会教育講座の開催をはじめひとづくり・まちづくり推進事業等を実施し、住民に多様な学習機会・学習情報を提供し、その学習活動を通じて、住民主体の地域活動やニーズに応じた学習の促進を図ります。

【主な取組】

①公民館運営事業 - 広報事業

公民館だよりの発行、ホームページの充実等により、情報提供に努めるとともに生涯学習に関する相談機能の充実に努めます。

②公民館運営事業-社会教育講座

家庭教育・人権問題・健康等をテーマとした公民館大学を開催します。住民の教養を高め、地域社会の発展を図る学習講座を開催します。

- ③公民館運営事業 体育・文化事業 校区民運動会、公民館祭、各種スポーツ大会を開催します。
- ④公民館運営事業 ひとづくり・まちづくり推進事業 環境美化活動、世代間交流事業を実施します。

旧基本施策2-12 公民館の整備

多くの公民館が設置から30年以上経過し、老朽化が進んでいます。公民館利用者の安全安心を確保し利便性の向上を図るため、米子市公共施設等総合管理計画を踏まえ、公民館施設の老朽化や設備の機能低下などに計画的に対応し、施設の長寿命化を図ります。

【主な取組】

①公民館施設等整備事業

公民館施設の整備や機能維持のために必要な改修等を緊急性の高いものから整備します。

- ②明道公民館整備方針と加茂公民館移転事業
 - ・明道公民館に係る整備方針の早期策定を目指します。
 - ・県道整備にともなう加茂公民館移転を着実に実施します。

旧基本施策2-13 生活に役立つ図書の充実

図書館の充実を求める利用者の声は多く、地域の「知の拠点」として、また「情報センター」として、 市民のための快適で利用しやすい開かれた図書館を目指した整備を行う必要があるため、医療、経済、法律、郷土など生活の充実のための資料の充実を図ります。

【主な取組】

①生活充実図書整備事業

医療、介護、年金、法律、ビジネスなど生活する上で必要な情報を市民が利用しやすいよう、コーナーや資料の充実を図ります。関係機関との連携により、ビジネス支援相談会及び関連講座等を開催するなど新規の利用者の掘り起こしに努めます。

新基本施策3-1 学校給食における地産地消の推進

学校給食用食材の県産品利用率は高くなってきましたが、児童生徒の地元の食べ物に対する認識はまだ低く、ふるさとに愛着をもつまでに至っていません。

食に関する指導を充実させるとともに、県産品利用の更なる推進、地場産物を活用した取組を引き続き充実させることにより、児童生徒のふるさとに対する誇りや愛着、食に対する感謝の気持ちをより一層育む必要があります。

主な取組

①学校給食用食材の県産品利用の推進と充実

地場産物の使用割合を高めるため、地元 J A など関係団体との連携と情報共有を図ります。 食に関する指導を充実させるとともに、県産品利用の更なる推進、地場産物を活用した取組を引き続き充実させることにより、児童生徒のふるさとに対する誇りや愛着、食に対する感謝の気持ちをより一層育む必要があります。

②生産者と児童生徒の交流の実施

食に関する指導を充実させるとともに、県産品利用の更なる推進、地場産物を活用した取組を引き続き充実させることにより、児童生徒のふるさとに対する誇りや愛着、食に対する感謝の気持ちを生産者の思いを伝え、感謝の気持ちを育むため、生産者との交流事業を実施します。

- ③児童生徒から募集した地元食材を使用した献立の実施 児童生徒から地元食材を取り入れた献立の募集を行い、全国学校給食週間等に 提供します。
- ④郷土料理等の積極的な導入と継承

ふるさとへの愛着や、地域の自然、文化、産業などに関する理解を深めるため、地域の食材を使用した献立や郷土料理等を積極的に導入し、ふるさと米子の食や魅力を伝えます。

旧基本施策3-2 地産地消の推進

今日では、食のグローバル化によって、いつでも世界中のどこからでも食物を手に入れることができるようになりました。しかし、このことによって生産の場や作り手が分からないということや野菜や果物の旬が分からないといったことが生じています。地元で採れる食材について学び、これを学校給食に取り入れることによって生産者の思いや食文化を伝え、故郷に対する誇りや愛着、さらには食に対する感謝の気持ちを育みます。

【主な取組】

①学校給食における地産地消の推進

地域の自然や文化に理解を深め、食への感謝の気持ちが育つよう、郷土料理や地場産物を取り入れた献立を工夫します。また、地場産物の使用割合を高めるため、鳥取県や地元 J A など関係団体との連携と情報の共有を図ります。

- ②生産者と児童生徒の交流の実施
 - 生産者の思いを伝え、感謝の気持ちを育むため、生産者との交流事業を実施します。
- ③児童生徒から募集した地元食材を利用した献立の提供

児童生徒から地元食材を取り入れた献立の募集を行い、全国学校給食週間等に提供します。

新基本施策3-2 生涯学習活動の推進

米子人生大学では、受講者アンケートを参考に、満足度の高い学習講座を開催していますが、参加者の固定化や高齢化が進み、登録者の減少が進んでいます。よなごアカデミーでは、時機に合ったテーマを取り上げることにより、幅広い年齢層の参加者を得ていますが、参加者を増やす工夫が必要です。

成人式は、新成人で組織する実行委員会が中心となって式典を運営しており、その姿を目にした会場内の新成人たちに社会人としての責任や義務の自覚を促しています。今後更に、郷土への誇りと愛着を醸成することができるような工夫が必要です。

主な取組

- ①米子人生大学の開催
- ②よなごアカデミーの開催
- ③二十歳を祝う会の開催

市民の生涯学習意欲に応えるため、関心の高い内容を中心に学習講座を提供する。

また、本市で生まれ育った子どもたちの 20 歳の門出を祝うとともに、社会人としての責任の自覚や郷土への誇りと愛着を醸成するため、式典を開催します。

旧基本施策1-2 青少年の健全育成の主な取組④「成人式の企画・運営」については、

新基本施策3-2「生涯学習活動の推進」に統合する。

旧基本施策1-2 青少年の健全育成

青少年団体と連携して子どもたちの活動を通した交流や体験活動の充実を図ります。子どもたちが豊かな社会性を身につけ、人として成長するため、学校教育以外の場でも友達を始め身近な人との交流や様々な体験活動を十分に行える機会の確保が必要となります。引き続き、児童文化センターを有効に活用して、クラブ活動や子ども会活動など青少年団体の育成・支援事業を通して、青少年の健全育成や幅広い視野を持った次代を担う青少年の育成に取り組みます。

また、米子市子ども会連合会などの青少年団体と連携・協力しながら、新たなリーダー育成事業を引き続き実施して、その具体的な成果を地域の子ども会活動に提示・還元していくために、必要な支援をします。さらに、新成人の門出を祝い励まし、大人としての自覚を促し、郷土を愛する心を育む成人式を企画・開催します。

主な取組

4成人式の企画・開催

成人の門出を祝福するための成人式の開催にあたっては、大人としての自覚を促し、ふるさとに 愛着と誇りを感じながら、様々な形で自ら進んでまちづくりに貢献するよう、新成人による実行委員 会を組織して、成人式の企画・運営を行えるよう支援します。

旧基本施策3-3 生涯学習活動の推進については、

新基本施策3-2「生涯学習活動の推進」に統合する。

旧基本施策3-3 生涯学習活動の推進

誰でも、いつでも、どこでも学べる生涯学習社会の実現に向けて、郷土の自然や歴史、文化を始め、日常生活や人間形成に必要な知識、現代的な課題など様々なテーマで魅力的な学習機会の提供に努めるとともに、市民一人一人が知識・教養と豊富な人生経験をいかしながら自己実現を図ることで、意欲的なまちづくりの取り組みへとつながる社会教育の推進を図ります。また、そのために、市民がそれぞれのライフステージに合わせて気軽に学習に取り組めるよう、多様な学習情報と学習機会の提供に努めます。魅力ある学習テーマの設定により、新規参加者の掘り起こしを図ります。

【主な取組】

①社会人向け講座開催事業 - 米子人生大学の開催

市民一般を対象に、生涯を通じて健康で、生きがいのある人生に資するよう今日的課題に対応した米子人生大学を開催します。

②社会人向け講座開催事業-よなごアカデミーの開催

テーマを絞った専門性のある内容の講座として希望者を募り、よなごアカデミーを開催します。土曜日、日曜日に開催することでより多くの方の受講機会の拡大を図ります。

旧基本施策4-5 健康教育と家庭教育の推進の主な取組①については、

新基本施策3-2「生涯学習活動の推進」に統合する。

旧基本施策 4 - 5 健康教育と家庭教育の推進

市民が、様々なライフステージにおいて健康的で豊かな生活を送るため、心と体の健康づくりや食育などの講座を実施して、食生活や生活習慣の改善に向けた意識の高揚を図ります。

また、近年の家庭教育・子育て支援の重要性に鑑み、幼児期の子育てや学童期・思春期の家庭教育の支援に努めます。

【主な取組】

①健康教育講座開催事業

米子人生大学や公民館大学等の住民向けの講座において、健康増進のための講座を実施します。

新基本施策3-3 歴史的文化遺産の保存と活用

過疎化・少子高齢化などによる今日の社会変化により、これまでの仕組みでは、貴重な文化財が 失われていく恐れが出てきており、地域社会総がかりで、その継承に取組むことが喫緊の課題となって います。

そのためには、文化財保護の中・長期的な基本方針を定めるマスタープランと、短期的に具体的 に取組むアクションプランの両者の役割を担う「文化財保存活用地域計画」の策定が必要です。

文化財の指定にとどまり、整備が不十分なケースや過去に実施した整備箇所の劣化が進んでいる ケースが生じています。

これまで文化財の保存や活用を支えてきた個人や団体が少子高年齢化や人材難によりその力を 発揮できなくなってきているため、興味を持たれている一般の方々を取り込み、人材育成を図っていく 取組が求められています。

興味関心の偏り(特定の文化財や年齢層)が解消できておらず、また、ソフト事業で提供するメニューのマンネリ化が見られ、様々な年齢層に文化財の魅力、価値、重要性を認識してもらうことができていません。

主な取組

①文化財保存活用地域計画の策定

文化財の「保存」と「活用」は、車の両輪であり、基本施策として、別々に位置づけるのではなく、 一体のものとして考えていくものです。その、基本の原理原則として「文化財保存活用地域計画」 が位置付けられています。

今後の文化財の保存と活用に取組む上で必要である「文化財保存活用地域計画」を策定し、 歴史的文化遺産の保存と活用を図っていきます。

②文化財の保存整備の推進

米子城跡や尾高城跡など指定文化財の整備に取組むとともに、これまでの指定文化財を中心とした取組から一歩踏み込んで地域に眠る未指定を含めた文化財を幅広く掌握し、現状把握を行い、その継承に取組みます。

③文化財の活用の展開

学校教育や生涯学習からのニーズの把握と新たな切り口による文化財に触れる機会の創出や 新たなメニューを提供し、活用の事業展開に活かします。

また、歴史関係以外の様々な団体、施設とも連携協力を図り、地域に根差したテーマの企画展、講演会、講座、時宜を得た資料展示などを実施します。

旧基本施策2-9 子どもの芸術文化とのふれあい推進については、

新基本施策3-3「歴史的文化遺産の保存と活用」に統合する。

旧基本施策2-9 子どもの芸術文化とのふれあい推進

芸術文化に触れる機会が少ない子どもたちに、優れた芸術文化を鑑賞し、また、自らが参加できる機会を提供することによって、芸術文化を愛する心を育み豊かな情操を養うとともに、コミュニケーション能力の向上などを図ります。

【主な取組】

①芸術文化事業(児童生徒を対象とした芸術文化事業)

芸術鑑賞の機会が比較的少ない小規模校等の児童生徒に優れた芸術を鑑賞する機会を提供します。・青少年劇場小公演・青少年劇場巡回公演・芸術鑑賞教室

②学校公演事業(芸術文化による子どもの育成事業)

芸術文化団体等による演技指導やワークショップ等に参加することによって、優れた舞台芸術に 身近に触れる機会を提供します。・巡回公演事業(学校での巡回公演)・派遣事業(指導者の派 遣)

③芸術活動支援事業(アートスタート活動支援事業) 未就学児を対象とした芸術活動を行う民間団体を支援します(補助金交付)。

旧基本施策2-10 子どものための文化財の活用については、

新基本施策3-3「歴史的文化遺産の保存と活用」に統合する。

旧基本施策2-10 子どものための文化財の活用

文化財について、子どもたちが「わかる喜び」や「学ぶ楽しさ」を実感し、理解を深めることができるよう、学校と連携しながら、本物に出会う学習機会の提供と自ら学ぶ子どもへの支援を行うとともに、課外活動や体験活動に対しても積極的に協力します。

【主な取組】

① 埋蔵文化財保存・活用事業

歴史や文化財を身近に感じ、興味・関心を持つことができるよう出前授業や古代体験などを行うとともに、 市ホームページ(キッズページ)の充実などにより、子どもたちが自ら学ぶ探求的学習活動への支援を図ります。

旧基本施策2-15 文化財を学ぶ環境づくりについては、

新基本施策3-3「歴史的文化遺産の保存と活用」に統合する。

旧基本施策2-15 文化財を学ぶ環境づくり

市民が文化財に触れ、親しみながら学ぶことができるよう、文化財の価値や魅力などについての情報提供や資料提供に努めるとともに、生涯にわたって文化財について学べる環境づくりを進め、学んだことを地域社会でいかせるよう支援に努めます。

【主な取組】

①埋蔵文化財保存・活用事業

発掘調査等で蓄積された資料を適切に収蔵・保管し、継続的に調査・整理・研究を行うとともに、歴史関係施設や社会教育施設、教育機関等との連携を図りながら、埋蔵文化財を活用した教育普及活動を実施します。

旧基本施策 3 - 1 歴史的文化遺産の保存・活用については、

新基本施策3-3「歴史的文化遺産の保存と活用」に統合する。

旧基本施策3-1 歴史的文化遺産の保存・活用

地域にある自然や歴史、文化財を貴重な学習資源ととらえ、これらの保存・活用を図るとともに、調査、研究の成果を郷土学習や自然、歴史学習などの学校教育の場にいかします。

【主な取組】

①山陰歴史館管理運営事業

郷土の歴史や伝統文化を理解できるよう、収集資料や収蔵品、各種事業に関連した調査、研究に取り組み、それらの成果をいかした展示や講座などのソフト事業の充実を図るとともに、様々な学習メニューの提供に努めます。また、米子の歴史館としての整備方針について検討します。

旧基本施策3-5 文化財の保存・活用については、

新基本施策3-3「歴史的文化遺産の保存と活用」に統合する。

旧基本施策3-5 文化財の保存・活用

文化財を身近なものとして感じ、文化財に親しむことができるよう、歴史・文化遺産を適切に保存、 継承、活用していくとともに、その価値や魅力について周知を図り、理解を深めるため、情報発信など の取組を推進します。

【主な取組】

①文化財の適切な保存・管理

本市にある史跡や有形文化財等の貴重な歴史・文化遺産を適切に保存、継承し、活用を図っていくため、必要に応じ、改修、整備などの保全対策を実施します。

②埋蔵文化財センター管理運営事業

文化財の適切な保存と活用を進めていくため、文化財を身近なものとして感じ、親しんでもらえるよう様々なメニューのソフト事業を実施し、積極的な情報発信に努めるとともに、収集資料の整理、講座・講演会、文化財見学などの各種事業に関連した調査研究に取り組みます。

③米子城跡保存整備事業

「史跡米子城跡保存活用計画」に基づき、米子城跡を適切に保存し、後世に引き継ぐとともに、 「米子城 魅せる!プロジェクト」等により、その価値や魅力について発信するなど活用の推進を図 ります。

新基本施策3-4 学びあう地域づくりの支援

子どもたちを取り巻く環境の著しい変化に伴い、学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、学校の努力だけで解決するには限界があります。そこで、米子市版コミュニティ・スクールの導入を進めるとともに、学校の目指す子ども像の実現に向けて地域の様々な団体や住民がゆるやかにつながり、地域学校協働活動に取り組みます。

主な取組

①地域とともにある学校づくり

地域住民等が学校運営に参画し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支える米子市版コミュニティ・スクールの導入を推進します。

②地域学校協働活動の推進

学校支援ボランティアなど既存の活動を継承しながら地域学校協働活動を推進し、豊かな人間性と創造力を持ち、地域に愛着や誇りを持つ児童・生徒の育成を図ります。

③地域学校協働活動推進員の配置

地域と学校をつなぎ地域学校協働活動をコーディネートするため、コミュニティ・スクールを導入した学校に地域学校協働活動推進員を配置します。

※新基本施策3-4 学びあう地域づくりの支援は、新規基本施策として設定する。

新基本施策4-1 健康でたくましく、命を大切にする子どもの育成

子どもを取り巻く生活環境の急激な変化などの要因により、体力・運動能力の低下・二極化傾向、外的要因による健康被害など、体力向上や健康の保持増進に関する課題が顕著になってきています。また、気象条件や社会的条件の変化により、子どもの命や安全を脅かす事態が身近に迫ってきています。一方、子どもたち自身の、命の重みに対する感受性が弱まっていることも指摘されています。

こうした課題の解決に向けて、体力・運動能力の向上、健康で安全な生活、自他の命を大切に する態度や実践力の育成が必要です。

主な取組

①体力・運動能力の向上を図る取組の充実

発達段階に応じた適切な運動を行ったり、運動能力を高めたりするための指導方法の工夫改善を図り、児童生徒の体力・運動能力の向上に努めます。

また、運動の楽しさや喜びを実感させることにより、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフの実現に向けた意欲と実践力の育成に努めます。

②健康教育の充実

児童生徒の健康の保持増進を図るため、定期健康診断や健康に関する保健指導を実施し、 疾病の防止や早期発見に努めるとともに、基本的な生活習慣の定着に努めます。

また、食に関する知識を習得させるとともに、自然の恩恵や食に関わる人々への感謝の念を持てるように指導し、望ましい食習慣の形成に努めます。

③いのちの教育の充実

心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となる喫煙、飲酒、薬物乱用やメディア依存等 に関する理解を深めるとともに、健康を害する状況に陥らないようにするための思考力・判断力の 育成に努めます。

また、人間の誕生の喜びや生きることの尊さを知り、自他の生命を尊重しようとする態度や実践力の育成に努めます。

④防災・安全教育の充実

多様化・深刻化する自然災害・人的災害などへの備えを行うとともに、災害発生時及び発生 後に、周囲の状況に応じて臨機応変に行動することなど、災害から身を守るための知識や態度、 実践力の育成に努めます。

また、身の回りの生活における様々な危険から身を守るために、それぞれの要因の理解や予測する力、状況に応じて適切に対応する力の育成に努めます。

旧基本施策4-1 健康でたくましく、命を大切にする子どもの育成

子どもを取り巻く生活環境の急激な変化などの要因により、体力・運動能力の低下、二極化傾向、外的要因による健康被害など、体力向上や健康の保持増進に係る問題が喫緊の課題となっています。また、多様化する現代的課題に対して、子どもの安全・安心に対する懸念が広がっています。さらに、遊びの形態が変化し、現実感覚が麻痺することで、命の重みに対する感受性が弱まっていることも指摘されています。全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果から、本市の子どもの体力・運動能力の低下といった課題が見られます。また、全国学力・学習状況調査の質問紙調査などの結果からは、子どものメディアへの依存の度合いが高まってきているなどの課題が見られます。そのため、メディアと適切に付き合うためのルール作りやモラル意識を培う必要性が求められています。こうしたことから、小中学校が連携して、子どもの体力・運動能力の向上、健康で安全な生活、自他の命を大切にする態度や実践力の育成に力を入れていく必要があります。

【主な取組】

①体力・運動能力の向上を図る取組の充実

発達段階に応じた適切な運動を行ったり、運動能力を高めたりするための指導方法の工夫改善を図り、児童生徒の体力・運動能力の向上に努めます。また、運動の楽しさや喜びを実感させることにより、生涯にわたって健康を保持増進し豊かなスポーツライフの実現に向けた意欲と実践力の育成に努めます。

②健康教育の充実

児童生徒の健康の保持増進を図るため、健康に関する保健指導を行うとともに、定期健康診断を実施し、疾病の防止や早期発見に努めます。また、保健の学習を中心に基本的な生活習慣の定着に努めます。さらに、食に関する知識を習得させ、自然の恩恵や食に関わる人々への感謝の念や理解を深め、望ましい食習慣の形成に努めます。

③いのちの教育の充実

心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となる喫煙、飲酒、薬物乱用やメディア依存等に関する理解を深めるとともに、健康を害する状況に陥らないようにするための思考力・判断力の育成に努めます。また、人間の誕生の喜びや、生きることの尊さを知り、自他の生命を尊重しようとする態度や実践力の育成に努めます。

④安全教育の充実

身の回りの生活における危険から身を守るために、各々の要因の理解、予測する力の育成、状況に応じた適切な対策をとるなどの実践力の育成に努めます。また、自然災害・人的災害などへの備えや、災害発生時及び発生後に周囲の状況に応じて安全に行動することなど、防災教育を通して災害から身を守る態度や実践力の育成に努めます。

新基本施策4-2 学校における食育の推進

食の自己管理能力の育成と正しい基礎知識の定着を図り、生涯を通じて健全な食生活を実践できる子どもの育成に努めます。

栄養教諭、学校栄養職員が給食時間や授業などで食に関する指導を実施しており、給食の残量は減ってきてはいるものの、児童生徒の食生活の変容に十分には至っていません。

児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭、学校栄養職員が学級担任等と連携して、各教科や給食時間において学校給食を「生きた教材」として有効活用した実践的な指導を行うなど、継続的に食育を推進するとともに、ICT等を活用したより効果的な指導方法についても今後研究していく必要があります。

さらに栄養教諭、学校栄養職員を中核として、学校・家庭・地域の連携による食育の充実を図る 必要があります。

主な取組

- ①各教科等における食に関する指導の実施各教科等を通じて学級担任等と連携した食に関する指導を実施します。
- ②給食の時間における食に関する指導の実施 給食時間に「生きた教材」である学校給食を有効に活用した実践的な指導を実施します。
- ③食育に関する保護者への啓発と広報

給食だよりなどの家庭配布や給食試食会などにおける講演により、児童生徒の食生活の状況、 望ましい食生活のあり方などについて、保護者への啓発を行います。

また、学校給食献立レシピの市報、ホームページへの掲載や学校給食を活用した取組をマスメディアなどで効果的に情報発信を行います。

旧基本施策4-3 安全で安心な学校給食の安定供給については、

新基本施策4-2「学校における食育の推進」に統合する。

旧基本施策4-3 安全で安心な学校給食の安定供給

食への関心の高まりとともに、安全で安心な学校給食の安定した提供がますます必要となっています。このためにも、「学校給食衛生管理基準」を順守するとともに、民間事業者に委託している調理業務について、適正に処理されているかを確認します。

また、食物アレルギーを有する児童生徒も給食時間を安全にかつ楽しんで過ごすことができるよう、 安全性を最優先とした対応を行います。

【主な取組】

安全で安心できる衛生的な学校給食の提供のために調理業務の点検や試食などを行い、よりよい学校給食の提供に努めます。

- ①調理事業者との定期連絡会と調理場の定期検査の実施
- ②学校給食運営委員会の開催
- ③児童生徒及び教職員対象に学校給食アンケートの実施
- ④食物アレルギー対応の適正な実施

旧基本施策4-4 食育の推進については、

新基本施策4-2「学校における食育の推進」に統合する。

旧基本施策4-4 食育の推進

望ましい食習慣を形成するため食に関する知識や選択する力を習得し、自然の恩恵や食に関わる人々への感謝の念や理解を深め、自ら学び健全な食生活を実践することができる人間を育てる教育に取り組みます。

【主な取組】

①給食時間の学校訪問

栄養教諭や学校栄養職員による給食時間を活用した食に関する指導を実施します。

②授業への参画(チーム・ティーチング)

学級担任等と連携した食に関する指導を実施します。

③食育に関する保護者への啓発

試食会などを利用した保護者への講演を実施したり給食だよりを家庭へ配布したりします。